

# 埼玉県公共事業等施行対策協議会設置要綱

## (設 置)

第1条 公共事業及び県単独の投資的事業（以下「公共事業等」という。）の適切な施行を確保するため、公共事業等施行対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公共事業等の施行促進等に関すること。
- (2) 公共工事の執行に伴う、県内中小業者に対する受注機会の確保等に関すること。
- (3) 公共工事の執行に伴う、県産品の利用促進に関すること。
- (4) 公共事業等の施行促進等についての、国との連絡調整に関すること。
- (5) 公共事業等の施行促進等についての、市町村、業界に対する啓発及び連絡調整に関すること。
- (6) その他、公共事業等の施行促進等に関すること。

## (構 成)

第3条 協議会に、会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長は、県土整備部長の職にある者をもってこれに充てる。
- (2) 副会長は、県土整備部副部長（建設管理課所掌）の職にある者をもってこれに充てる。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。ただし、相当職が複数ある部局においては、部局長が指名するものとする。
- (4) 会長は、公共事業等の施行方針の原案の審議において、必要に応じ、関係課室の担当者を出席させ、説明を求めることができる。

## (事務局)

第4条 協議会の事務局は、県土整備部建設管理課に置く。

## (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和56年4月25日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和62年4月8日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成4年4月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成6年1月4日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成10年4月10日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成13年4月2日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成15年4月11日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成19年10月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成29年5月9日から施行する。  
附 則  
この要綱は、令和元年5月22日から施行する。  
附 則  
この要綱は、令和2年6月3日から施行する。  
附 則  
この要綱は、令和3年6月2日から施行する。  
附 則  
この要綱は、令和4年6月3日から施行する。  
附 則  
この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

別 表（第3条関係）

企画財政部政策・財務局長	県土整備部副部長
総務部人財政策局長	都市整備部副部長
総務部契約局長	会計管理者出納総務課長
県民生活部県民スポーツ文化局長	企業局水道部長
危機管理防災部副部長	下水道局下水道事業課長
環境部副部長	教育局教育総務部副部長
福祉部副部長	警察本部総務部財務局長
保健医療部医療政策局長	
産業労働部産業政策局長	
農林部副部長	